

# 入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。

- ・週休2日工事（受注者希望型）
- ・労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・資材価格高騰に対する特例措置対象工事について

令和6年2月20日

島根県教育委員会教育長 野津 建二

## 記

- 1 担当部局 島根県教育庁教育施設課 財産管理・指導スタッフ  
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地  
TEL 0852-22-6427 FAX 0852-22-6016 E-mail: shisetsu@pref.shimane.lg.jp

## 2 入札に付する事項

工事名	平田高等学校法面災害復旧工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	復旧延長 24.0m
工事場所	島根県出雲市平田町地内		盛土工 250m <sup>3</sup>
予定工期	令和6年12月16日		植生シート工 230m <sup>2</sup>
予定価格	13,163,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)		ふとんかご 48m
			基盤排水 23m <sup>3</sup>
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 部分払 3回以内（ただし、契約金額により回数は異なる場合がある。） ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 (契約後の変更は不可)		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
入札保証金	免除する。		

## 3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和4～6年度島根県建設業有資格者名簿に登載され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工事種別	一般土木工事	格付又は総合点数	B等級及びA等級																									
建設工事の種類	土木一式工事		C等級の者のうち、島根県総務部・農林水産部・土木部発注の令和4年度に完成及び引き渡し完了した工事が複数あり、その全工事成績の平均点が73点以上の者。なお、令和4年度に完成及び引き渡し完了した工事が1件又は全く無い場合は令和3年度も対象として完成及び引き渡し完了した工事が複数あり、その全工事成績評定点の平均点が73点以上の者。																									
許可業種	土木工事業	許可区分	指定なし																									
営業所所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を出雲市内に有すること。																											
工事实績等	<p>ア 公共事業において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、以下の工事を完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者：国（公団の後継会社、公社を含む）、島根県（公社含む）、島根県内の市町村</li> <li>建設工事の種類：土木一式工事</li> <li>実績の内容：1契約で税込み最終金額が5百万円以上</li> </ul> <p>※国（公団の後継会社、公社を含む）及び島根県（公社含む）の実績は、平成20年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※市町村の実績は、別表に該当し、平成20年度以降、入札公告日前日までに完了した工事、又はその他島根県内の市町村で平成30年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※工事が、島根県総務部、農林水産部及び土木部の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものは対象としない。</p> <p>※経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</p> <p><u>別表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>対象となり得る契約時期・旧町名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">松江市</td> <td>平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">出雲市</td> <td>平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市</td> </tr> <tr> <td>旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）</td> </tr> <tr> <td>雲南市</td> <td>平成18年1月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>大田市</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>益田市</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>隠岐の島町</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>平成20年1月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>浜田市</td> <td>平成21年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>江津市</td> <td>平成23年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>川本町</td> <td>平成29年1月4日以降の契約に限る</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	対象となり得る契約時期・旧町名等	松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市	出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市	旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）	雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る	大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る	益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る	隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る	安来市	平成20年1月1日以降の契約に限る	浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る	江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る	川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る
市町村名	対象となり得る契約時期・旧町名等																											
松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市																											
	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市																											
出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市																											
	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市																											
	旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）																											
雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る																											
大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る																											
益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る																											
隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る																											
安来市	平成20年1月1日以降の契約に限る																											
浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る																											
江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る																											
川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る																											

	<p>※監督・検査・成績評定要領がすべて制定された市町村。</p> <p>イ 島根県土木部等発注工事のうち、令和3年度及び令和4年度に完成した工事の施工実績がある場合のみ、各年度の全工事の工事成績評定点の平均点が連続して65点未満でないこと。</p> <p>※工事成績評定通知書（写）など確認資料の添付は不要とする。</p> <p>※工事が1件の場合には、この工事成績評定点により判断する。</p> <p>※元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上）として契約した工事を対象とする。</p> <p>ウ 令和4年度及び令和5年度の入札公告前日までに完了した島根県土木部等発注工事又は令和4年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が70点以上であること。</p>
配置技術者	<p>ア 配置技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。</p> <p>イ 配置技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。</p> <p>ウ 本件工事の競争参加資格の確認資料（以下「資格確認資料」という）を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。</p> <p>なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。</p> <p>エ 資格確認資料を提出する時に、配置技術者が専任で配置する必要のある他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和6年4月7日（以下「指定日」という）以前である場合、配置技術者として申請できるものとする。</p> <p>また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。</p> <p>オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり専任の配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。</p> <p>なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。</p> <p>カ 資格確認資料提出期限後、病休、死亡又は退職等の真にやむを得ない場合（以</p>

	<p>下「真にやむを得ない場合」という)により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。</p> <p>落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは真にやむを得ない場合に限る。</p> <p>キ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者の配置は認めない。</p> <p>ク この公告の工事は、令和5年12月27日付け土総第707号「令和5年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて」を準用することとし、主任技術者（監理技術者を除く）の兼務を予定する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務について（協議）」（参考様式）をもって他工事の発注者に事前に協議すること。</p>
<p>その他</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>○資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）親会社と子会社の関係にある場合。</p> <p>（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>○人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。</p> <p>その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。</p> <p>オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>

5 競争参加資格に関する事項

(1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、島根県立平田高等学校事務室へ持参により資格確認資料を提出しなければならない。(写しも可)

<p>資格確認資料</p>	<p>ア 以下の(ア)から(ウ)の中から、記3「工事实績等」アに該当することが分かるものを提出すること。また、その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事成績評定通知書(写)を添付すること。(ただし、工事成績評定対象外の工事を除く)</p> <p>(ア) コリンズの「登録内容確認書(写)」(竣工登録に限る)</p> <p>(イ) 竣工検査済証等、発注者が作成したもの</p> <p>(ウ) 発注者が証明したもの(写しも可)</p> <p>※(ア)から(ウ)の複数資料の組み合わせも可</p> <p>イ 配置技術者届</p> <p>以下の資料を添付すること。</p> <p>(ア) 記3「配置技術者」アに該当することがわかる以下の資料を添付すること。</p> <p><b>【建設業法第7条第2号イに該当する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書+卒業証明書又は監理技術者資格者証</li> </ul> <p><b>【建設業法第7条第2号ロに該当する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書又は監理技術者資格者証</li> </ul> <p><b>【建設業法第7条第2号ハに該当する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格が確認できる資料(資格証明書、監理技術者資格者証等)</li> </ul> <p>※実務経験証明書は建設業の許可申請に準じて作成すること。</p> <p>(イ) 技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)</p> <p>(ウ) 記3「配置技術者」エに該当する場合は、以下の資料をいずれか一つ添付すること。</p> <p><b>【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コリンズの「登録内容確認書(写)」</li> <li>・発注者に提出した従事中工事の工程表(コリンズ登録が無い場合に限る。)</li> </ul> <p><b>【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地竣工が確認できる書類</li> <li>・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書</li> </ul> <p>(エ) 他の工事において主任技術者として配置している者を、この公告の工事の主任技術者(監理技術者を除く)として予定する場合は、他の工事の発注者が発行した「専任を要する主任技術者の兼務を承認した書面」(参考様式)を提出すること。</p> <p>ウ 業態調書(該当がない場合はその旨記載すること)</p>
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和6年2月20日 9時00分～令和6年3月6日 16時00分
----------------	---------------------------------

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降は真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は県ホームページからダウンロードすること。

(4) 競争参加資格の確認は、落札者を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

6 設計図書等の閲覧

閲覧期間	令和6年2月20日9時00分～開札日以降30日間
閲覧場所	県ホームページに掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、1の担当部局へ電子メールにより提出するものとする。

提出期限	令和6年2月27日 12時00分
回答	入札参加者全員にメールにて回答する。

8 入札及び開札等に関する事項

入札及び開札は、以下の日時に行う。

入札予定日時	令和6年3月8日 10時00分
入札予定場所	島根県立平田高等学校プラタナス記念館会議室
入札方法	紙入札による。 ただし、郵便による入札は認めない。
立会人に関する事項	代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。
添付書類	工事費内訳書

(1) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合はくじにより順位を付け、その上位の者から資格確認資料を審査する。

落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日以内（休日を含まない。）に行い、結果を通知のうえ公表する。

#### 1 0 入札の辞退

(1) 入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する者はその具体的な理由を明記した入札辞退届を1に担当部局に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できないこととなった場合に限り、辞退を認める。

その際には速やかに連絡すること。

#### 1 1 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札

(3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札

(4) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(5) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札

ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの

イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの

ウ 端数調整を行っているもの (ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。)

エ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの(建築関連工事を除く。)

オ 値引き表示のあるもの

カ タテヨコ計算に違算があるもの (法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。)

キ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載(他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。)のもの(建築関連工事を除く。)

(6) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札

(7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(8) 虚偽の申請書を提出した入札

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札

(10) 次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札

ア 金額の記入がない入札書

イ 金額を訂正した入札書

ウ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

- エ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
- オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- カ 入札者の押印のない工事費内訳書

## 1.2 失格について

次の者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格を入札した者
- (2) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

## 1.3 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年6月1日島根県告示第648号）に基づき入札結果等に関する書類を閲覧に供するとともに、県ホームページに掲載する。

入札結果等を閲覧に供するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

## 1.4 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。
  - ①納付場所 島根県松江市殿町1番地 島根県出納局審査指導課
  - ②納付時期 落札の日から14日以内
- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

## 1.5 競争参加資格がないと認められた者等による苦情の申し立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。
  - ①競争参加資格がない理由  
競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。
  - ②落札者とならなかった理由  
落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。
- (2) 説明を求めた者に対しては、原則として（1）①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。



## 1.6 再苦情申立て

1.5(2)の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について」(平成13年12月7日管発第396号)の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。

この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立は、島根県入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部土木総務課建設産業対策室  
電話 0852-22-5185

## 1.7 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札決定後14日以内に契約を締結すること。
- (3) 本件工事においては、加入義務のある社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していない者を全ての下請契約(2次下請以降も含む)において下請負人としてはならない。
- (4) 受注者が上記(3)に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定点の減点を行う。(ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に加入し、発注者が加入を確認した場合はこの限りではない。)
- (5) 請負代金内訳書(工事費内訳書)への法定福利費の明示の取り組み(令和2年8月18日付土総第349号「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」)に基づき、工事費内訳書へ法定福利費の明示を行う場合は、下記の事項に留意すること。

### ※工事費内訳書への記載上の注意事項

- ・ 工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効とはならない。
- ・ 受注者の積算した法定福利費は、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載すること(行挿入により、その他の項目を追記をすると工事費内訳書の無効事由に該当します。)
- ・ 工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意すること。

上記取り扱いの詳細については下記ホームページへ掲載していますので、ご確認下さい。

「島根県発注工事における社会保険加入促進対策について」

URL:[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido\\_doboku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/)

- (6) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (7) 本工事は、島根県工事成績評定要領第2条に基づく評定の対象外とする。
- (8) その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。